[事案 24-191] 契約無効·既払込保険料返還請求

· 平成 25 年 9 月 24 日 裁定終了

<事案の概要>

契約後に証券会社職員(募集人)の誤説明があったことを理由に、その誤説明どおりの 死亡一時金の支払い、あるいは、契約後に誤説明があったことから、契約時にも誤説明が あったと考えられるとして、既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

契約者(申立人の父)は、平成23年4月、募集人を通じて積立利率金利連動型年金に加入し、平成24年4月に年金受取を開始した。同年5月、私と契約者らが募集人と面談した際、募集人から、「継続年金受取人が年金受取に代えて死亡一時金として受け取る場合の金額は、一時払保険料から既に受け取った年金額を差し引いた金額である」との説明を受けた。同年7月、契約者が死亡したので、本契約を解除して死亡一時金を請求したところ、保険会社は募集人の誤説明は認めたものの、支払金額は一時払保険料より約17万円少ない金額であった。

募集人が誤説明をしたのであるから、説明どおり総額で一時払保険料相当額の返還(主張①)、あるいは、契約後に誤説明をした募集人は、契約時にも誤説明をしていたものと考えられ、この誤説明によって契約者は加入したのであるから、一時払保険料全額を返してほしい(主張②)。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 本契約は、契約者の年金ニーズを受け、募集人が当社の定額年金を案内したところ、「妻と同様な年金があれば良い。年金が少ないのでそういうのがあれば助かる」とのニーズから申込みに至っている。契約者は、配偶者が先に当社の定額年金に加入していたことから商品内容について了知していたものと思われる。
- (2) 本契約は、1年据置 20 年確定年金で年金受取総額において保険料元本を上回る設計のものであり、契約者は高齢者であるが、募集人の「元気なうちはご自身で使い、万が一の時はご家族に残せる」との提案は商品選択上特段問題がない。
- (3)募集人は、契約時、年金受取期間中に被保険者(年金受取人)が死亡した場合の受取りについてもパンフレットを読み上げて適切に説明している。また、説明に使用された「特に重要なお知らせ」(契約概要・注意喚起情報)や「約款」、「ご契約のしおり」の中にも、死亡一時金を一括受取した場合について明記されている。
- (4) 平成 24 年 5 月に、募集人が誤説明を行った事実は認められるものの、上記(3) のとおり、 契約時において誤説明を行った事実はない。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面および募集人の事情聴 取の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり、申立内容は認められないの で、指定(外国)生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第37条1項により、裁定書にその理由を明記し、裁定手続を終了した。

1. 申立人の主張の法的整理

- (1) 申立人の主張①を、募集人の誤説明により、「一時払保険料から既に受け取った年金額を差し引いた金額が死亡一時金として支払われる合意」が成立した旨の主張であると判断する。
- (2) 主張②については、契約時の説明義務違反による契約の取消し(消費者契約法4条1項1号)、あるいは錯誤による契約の無効(民法95条)を、選択的に主張しているものと判断する。

2. 主張①について

(1)約款の規定

約款によると、死亡一時金は、一時払保険料より会社所定の契約初期費用を控除した額の中から積み立てられた金額に、会社の定める方法により計算した積立利率が適用されて算出されるため、死亡一時金が請求された時点で、積立金が控除された契約初期費用分にまで達していなければ、受取総額の合計額が一時払保険料を下回る場合も生じる。したがって、一時払保険料を下回らないよう死亡一時金を支払うよう主張するためには、保険会社との間で、「本合意」が存在したことを申立人が証明しなければならない。

(2)「本合意」について

保険契約も契約であることから、事後に約款と異なる合意をした場合にはその合意に従うことになるが、この合意は契約内容の変更であるため、合意が成立したというためには、契約の当事者すなわち、保険会社の契約締結権限を有する者またはその代理人との間でなされなければならない。申立人の主張する「本合意」は、募集人が行った誤説明を指すものであるが、仮に募集人がそれを約束したとしても、募集人には保険会社を代理して契約内容を変更する権限がないことから、本件において約款を変更する合意がなされたと判断することはできない。

3. 主張②について

(1)本件では、募集人が「本合意」による誤説明をした事実が認められるため、契約時にも同様に誤説明をしていた可能性はあるが、契約者は既に死亡していることから、当時の事実関係について調査することはできず、また、募集人が契約時に説明義務違反を行ったことを積極的に認定するに足りる証拠は提出されていない。また、パンフレット等には、明確に「お受取りになる金額が一時払保険料を下回ることがあります」等と記載されており、募集人は、これらパンフレット等を用い、その記載内容に沿って説明するのが通常であることから、契約後に誤説明をしたからといって、契約時の説明がパンフレット等の記載とは異なり誤っていたとは必ずしもいえず、あえてパンフレット等の内容とは異なる説明を行ったというような特段の事情も認められない。

(2) 契約時に誤説明があったと認定できないことは上述のとおりであり、錯誤の事実も認定できず、加えて、契約者は年金の受領を第一の目的としているので、年金受取開始時直後に一時金の請求をすることを意図したとは推認できないことから、仮に誤説明があったとしても、これにより契約の動機が左右されたと推認することはできない。